

1

相談



介護保険を利用して住宅改修を行う最初の段階は、相談を受けることです。相談は非常に大切で、住宅改修の成否を左右するといっても過言ではありません。ここでは、相談のポイントと制度の概要を述べます。

1. 相談のポイント

相談に応じる上での心構え

- ・ 中立的立場に努め、信頼関係を築く

相談の段階で大切なことは、信頼関係を築いていくことです。そのためには中立的な立場に立ち、現在何について困っていて、今後どのような生活をしていきたいか等の本人・家族の思いを聞くことが大切です。

- ・ 本人の自己決定

問題に対する解決の主体は本人です。専門職としての立場から、様々な情報を提供し、可能な限り本人が自己決定できるよう援助します。

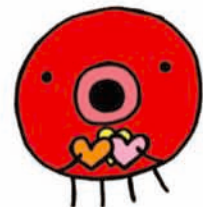
- ・ 個別化の視点を持ち、「できること」を重視する

本人や家族が抱える困難や、問題はどれだけ似ていても、人それぞれの問題であり、先入観で決めつけないようにします。

また、本人が自分の現在の生活をどのように受け止めているのか、本人の立場に立った視点が大切です。「できないこと」だけに目を向けるのではなく、「できること」や、長所にも目を向けて住宅改修を行うことが大切です。

- ・ 社会環境のなかで、対象者を捉える

人の生活はさまざまな社会関係の上に成り立っています。本人は複数の社会の中で相互に作用し合っています。住環境の変化は、本人の家族関係や社会関係に大きな影響を与えます。例えば、手すりを取り付けることによって本人の行動範囲に変化を及ぼします。また、外出しやすくする住宅改修を行えば、近所づきあいができる等の社会関係に影響を与えます。住宅改修によって単に動作ができるようになるだけでなく、人間関係や生活意欲に変化をもたらします。



相談の進め方

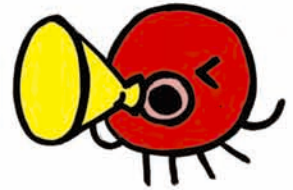
現在「何が起きているのか」を見極め、援助の方向性や目標を把握します。
特に以下の点については詳細に情報を収集します。

- ・現在の不安
- ・今後の希望・要望
- ・経済状況
- ・本人の身体状況
- ・住宅改修に求めること（どの箇所に困っており、改修したいか等）



ケアマネジャーは何を伝えるか

相談においては、住宅改修における注意点・情報を前もって伝えることが必要です。住宅改修費の支給限度基準額の20万円を超過した分は全額自己負担となります。



例：改修費25万円かかった場合の自己負担額の計算例

$$25\text{万円} - 20\text{万円} = 5\text{万円} \dots \text{A}$$

$$20\text{万円} \times 1\text{割} = 2\text{万円} \dots \text{B}$$

$$\text{A} 5\text{万円} + \text{B} 2\text{万円} = \underline{7\text{万円}} \text{ (自己負担額)}$$

特に注意

- ・事前申請をする前に住宅改修をしても支給されない
- ・申請する前に施工業者に頼んで住宅改修をしても、支給されないことを伝える
- ・住宅改修には、支給対象がありそれ以外の住宅改修は自己負担となる

2. 制度

介護保険における住宅改修の支給対象は、具体的には以下の6つです。

I. 手すりの取付け

転倒予防もしくは、移動・移乗動作を安全・安心に行えるようになることを目的として廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に手すりを取付けます。種類としては、二段式（L字型手すり等）、縦・横の手すりがあり、本人の生活・身体状況に合わせて適切な物を選びます。

II. 段差の解消

転倒、つまずきを防止することを目的として、居室、トイレ、廊下、浴室、玄関等や各室間の床の段差を解消します。具体的には、敷居を低くしたり、玄関外にスロープを設置する工事や、浴室の床のかさ上げをする工事です。

不可：取り外し可能なスロープ（福祉用具の対象）

III. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室等の畳からフローリング材への変更を行います。浴室・玄関等での転倒予防のために、滑りにくい床材への変更や、通路面においては滑りにくい舗装をします。

IV. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えます。ドアノブの変更も行えます。扉の新設も対象になる場合があります。

不可：自動扉

V. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えることです。

不可：暖房機能、ウォシュレット機能を現在使用している便器に取り付けることや、水洗トイレに変更する場合の工事費用は対象外です。また、ポータブルトイレは住宅改修外で、福祉用具の対象です。

その他（I～Vの改修に付帯して必要となる住宅改修）

- ① 手すりの取付けの為の壁の下地補強
- ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係わるものを除く）・床材の変更

3. 住宅改修の利用金額

支給限度額は要支援・要介護の区分に関わらず20万円です。
1割の自己負担が必要なので、18万円が介護保険によって支給されます。
また、同一住宅・同一対象者であれば18万円を分割して使うこともできます。



以下の場合には再度20万円の利用が可能です。

例外1：転居した場合

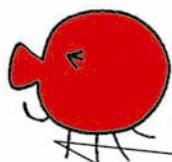
例外2：「要介護度」の段階が3段階以上上がった場合
(同一住宅・同一要介護者については1回が限度)



要介護1
20万円使用済



要介護4
再度20万円利用可能



床材、トイレの便器の変更等の住宅改修は、
支給限度基準額20万円を超えることが多いため
本人に20万円以上は自己負担となることを
きちんと伝えることが大切になります!!